

# 第1章 計画基本的事項

## 1 田村市健康増進計画改定版の趣旨

第二次田村市健康増進計画（以下「第二次計画」という。）は、国の健康日本21（第二次）を踏まえ、本市の第一次田村市健康増進計画の基本方針を継承し平成27年3月に策定しました。

本市では、急速に進む少子高齢化や社会環境の変化により、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病に起因する医療費が増えています。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、身体活動量が減少し肥満傾向者が増え、身体機能の低下や生活習慣病の予備軍が増加しました。

このような課題を踏まえ、生活習慣病予防を主軸とした健康づくり対策を、計画により推進してきました。

この計画は、平成27年～平成31年度までの5年間を計画期間としていましたが、「健康日本21」が平成25（2013）年度から令和4（2022）年度までの10年間の計画期間となっていること、現状の健康課題が継続していることから、令和5（2023）年度まで延長することとします。延長に当たり平成31（2019）年度までの取組等を検証する事業評価を行い、これまでの事業を見直しするとともに現状を踏まえた新規対策事業等を盛り込み、第二次計画の改訂版としました。

## 2 計画の基本方針

**基本理念：「個人の力と社会の力を合わせて、市民一人ひとりの健康を実現する」**

この計画は、基本理念を目指し、生涯にわたる健康づくりの重点施策とライフステージ重点施策の2つの視点から、目標を設定し取り組みの方針としています。

生涯にわたる健康づくりの重点施策では、本市の健康課題となっている「肥満対策」と「むし歯・口腔衛生対策」の2つの対策を、子どもから高齢者まで一貫した取り組みとして推進していきます。

ライフステージ重点施策では、母子保健（妊娠期～思春期）、成人保健（青年期・壮年期）、高齢者保健（高齢期）のライフステージの各期の課題に重点を置いた対策を推進します。

さらに、放射線健康対策として、震災後の放射線による健康不安が、軽減ができるよう取り組みます。

### 3 計画の期間

本市の健康づくりに関係する計画として、国民健康保険保健事業計画の「データヘルス計画」及び「特定健康診査等実施計画」と「いのちを支える行動計画」が令和5（2023）年までの期間で策定されています。

このことから、関連する計画との事業の整合性を図り、各計画の事業を連携して実施し、効率性が高く、効果のある展開を図るため、本市の改訂版の計画も、目標年次を令和5（2023）年度までとします。